

2021年12月10日

各位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
問合せ先 総務部長 中野 実
(TEL : 03-3451-8591)

アジアインベストメントファンドらから受領した 12月8日付け追加質問状に対する当社の回答について

当社は、2021年12月3日、アジアインベストメントファンド株式会社（以下「アジアインベストメントファンド」といいます。）及びアジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア開発キャピタル」といい、アジアインベストメントファンドと総称して、以下「アジアインベストメントファンドら」又は「同社ら」といいます。）から質問状（以下「12月3日付け質問状」といいます。）を受領したことを受け、アジアインベストメントファンドらに対して、同月7日に回答書（以下「12月7日付け回答書」といいます。）を送付するとともに、同日付けプレスリリース「アジアインベストメントファンドらから受領した質問状に対する当社の対応方針等について」（以下「当社12月7日付けプレスリリース」といいます。）において、12月3日付け質問状に対する当社の対応方針等を開示いたしました。

その後、当社は、同月8日において、アジアインベストメントファンドらから追加質問状（以下「本追加質問状」といいます。なお、本追加質問状の内容については、2021年12月8日付け「株式会社東京機械製作所の昨日付け回答書及びホームページ開示を受けて追加質問状の送付のお知らせ」と題するプレスリリースにおいてアジア開発キャピタルが同社のホームページで公表しております。）を受領したことを受け、下記のとおり、アジアインベストメントファンドらに対して回答を行っておりますので、お知らせいたします。

なお、当社12月7日付けプレスリリースのとおり、当社としては、原則として、2021年8月6日の当社取締役会において導入を決議したアジアインベストメントファンドらによる当社株式を対象とする買集め行為（以下「本買集め」といいます。）を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の 절차를離れて、法令又は当社が上場する金融商品取引所規則等に従って当社が開示すべき情報を超えて、アジアインベストメントファンドらからの個別の質問に対してのみ、その都度回答することは予定しておりませんが、本追加質問状については、一般株主の皆様にもご理解をいただくべき事項が含まれることから、プレスリリースをもって開示させていただいているものです。今後は、アジアインベストメントファンドらを含む株主の皆様からの個別の質問状について、法令又は当社が上場する金融商品取引所規則等に従って当社が開示すべき情報を超えて、その都度回答させていただくことは予

定しておりませんので、ご留意下さい。

記

1. 本追加質問状における追加質問①について

本追加質問状における追加質問①として、当社におけるアジアインベストメントファンドらとの対話方針について質問がなされておりますが、当社は、上場会社として、当社の中長期的な企業価値の向上につながる株主の皆様から建設的な提案については前向きに協議させていただきたいと考えておりますが、アジアインベストメントファンドらがこれまで行ってきたような、一方的に支配権取得を目指すような行動や当社の株主の皆様共同の利益に反するような行動等については、今後も一般株主の皆様利益を含む当社の株主の皆様共同の利益の観点から適切に対応していく所存です。アジアインベストメントファンドらを他の株主の皆様に対する対応を超えて特別に優遇して取り扱うこと（質問状と称する書面への回答を含みます。）は株主平等の観点から考えておりません。上記のとおり、本対応方針の手続を離れて、法令又は当社が上場する金融商品取引所規則等に従って当社が開示すべき情報を超えて、アジアインベストメントファンドらからの個別の質問に対してのみ、その都度回答することは予定しておらず、全ての株主の皆様との関係で同様の対応とさせていただきます。

なお、繰り返しとなりますが、当社は、2022年1月を目途に新たな定量的目標を伴う中長期的な事業計画を策定する予定であり、かかる中長期的な事業計画を開示させていただくことで、株主の皆様に対して、当社経営陣の経営方針や具体的な取組み等をお知らせすることを予定しております。

2. 本追加質問状における追加質問②について

アジアインベストメントファンドらは、同社らが金融商品取引法158条所定の「風説の流布」に抵触する行為を行っているという当社の指摘に対して、「当社ら〔当社注：アジアインベストメントファンドらを指します。〕の質問事項は、機械的に記録された音声データなどに基づいていますので、これを『風説』と断言することは、当社らに対する名誉毀損にもなり得る」と主張しておりますが、当社が「風説の流布」に抵触するアジアインベストメントファンドらの行為として明示的に指摘しているのは、12月7日付け回答書及び当社12月7日付けプレスリリースの内容からも明らかなおお、「機械的に記録された音声データなどに基づいて」なされた質問ではなく、アジアインベストメントファンドらが、①当社が2021年8月30日付けで適時開示を行った、当社の連結子会社である東機不動産株式会社が保有する固定資産の譲渡（以下「本固定資産譲渡」といいます。）が、買収防衛策としての焦土作戦であり、②同じく希望退職者の募集（以下「本希望退職者の募集」といいます。）が買収防衛策としてのティン・パラシュートであるとの疑念があるとして、12月3日付け質問状を含め、再三に

亘って、これらに関する事項について執拗に当社に質問等をしている点です。12月7日付け回答書及び当社12月7日付けプレスリリースにおいても明記したとおり、2021年11月18日付けの最高裁判所決定により正当として是認された2021年11月9日付けの東京高等裁判所決定も、本固定資産譲渡及び本希望退職者の募集については、いずれも、アジアインベストメントファンドらによる本買集めの開始前である2021年4月又は5月から当社取締役会で検討されていたことから、不当な買収防衛策の一環ではないとして、アジアインベストメントファンドらが裁判所において展開していた上記主張等と同様の主張を明確に排斥しており、アジアインベストメントファンドらが、裁判所により正面から否定され、それが最高裁判所においても確定している全くの事実誤認に基づく言いがかり的主張を（質問等の体裁をとる等して）未だに繰り返し、当社があたかも不当なことを行っているかのような悪質な印象操作を続けていることが、金融商品取引法158条所定の「風説の流布」に抵触すると言わざるを得ないことを指摘しているものです。したがって、かかる当社の指摘について、本追加質問状②に記載されるような「速やか」な「訂正・謝罪」を行う必要性は全くないと考えており、むしろアジアインベストメントファンドらに対しては、今後、かかる当社の企業価値を損なう行為等を厳に差し控えるよう改めて申入れを行っております。

3. 本追加質問状における追加質問③について

アジアインベストメントファンドらは、同社らが当社に対して「質問状を送付した2021年12月3日に大量保有報告書等の保有目的及び重要提案行為等の記載に変更が生じた」〔傍点は当社において付している〕ことを前提として、当社が「大量保有報告書等の虚偽記載という違法の疑義ある行為を行ったかのような虚偽の事実を摘示して」いる旨主張しています。

しかしながら、そもそも、「保有目的」の変更があった場合においては、その保有目的の変更に基づく何らかの行為がなされた時点ではなく、「目的の変更」そのものが生じた時点が報告義務の発生日となります。

そして、2021年10月11日付けプレスリリース「当社機関投資家株主との対話状況に関するお知らせ」においても一部お知らせしておりますとおり、アジアインベストメントファンドらは、本対応方針に基づく対抗措置としての新株予約権無償割当て差止事件に係る東京地方裁判所の手続における2021年10月5日付け準備書面(3)においても、「支配株主として、現経営陣に対して経営指標(KPI)を設定し、これを達成することができなければ、株主総会の議決権行使＝取締役の人事権(選解任権)を行使することを意味する」、「潜在する取締役の人事権の発動の蓋然性が高まっている」等と述べ、現経営陣に対する選解任権を行使することを示唆していたことからすると、同年12月3日になって初めて当社取締役の選解任等の目的を有することとなったとのアジアインベストメントファンドらによる説明は到底信用できるものではなく、実際には、遅くとも同年10月上旬頃には、当社取締役の選解任等の目的を有することとなったと考えざるを得ません。従って、アジアインベストメントファン

ドらについては、依然として大量保有報告書及びその変更報告書の虚偽記載の疑いは払拭できないため、当社の上記指摘は全く名誉毀損に当たるものではなく、本追加質問状③に記載されるような「速やか」な「訂正・謝罪」を行う必要性は全くないと考えております。

さらに付言すると、アジアインベストメントファンドらが公表した2021年9月2日付け「株式会社東京機械製作所の2021年8月30日付け固定資産譲渡及び特別退職金支出に係る適時開示に対する当社の見解」において、アジアインベストメントファンドらから、一定の場合において、当社の臨時株主総会に、アジアインベストメントファンドらの派遣する者を監査役候補者とする監査役選任議案の追加上程を要求する旨の意向が示されており、本来であれば、遅くとも同日を義務発生日として「保有目的」の変更を行っておくべきであったことから、かかる観点からも、アジアインベストメントファンドらの主張は不合理なものと言わざるを得ず、当社として「訂正・謝罪」を行う必要性は全くないと考えておりますので、この点申し添えます。

以 上